

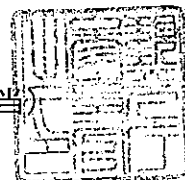


観 観 産 第 8 7 8 号
平成 3 0 年 4 月 9 日

都道府県旅行業主管課長 殿



観光庁参事官（産業政策担当）



旅行サービス手配業務取扱管理者研修修了証明書及び旅行サービス手配業務取扱管理者証の発行について

標記について、通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成29年法律第50号）により旅行業法（昭和27年法律第239号）が改正され、平成30年1月4日より改正旅行業法が施行されたことに伴い、旅行サービス手配業務取扱管理者について、登録研修機関の研修修了者等であることが追加されました。

このため、旅行サービス手配業務取扱管理者研修の登録研修機関、旅行サービス手配業者におかれましては、下記の運用となりますので、通知します。また、旅行サービス手配業者に対して周知をお願いします。

なお、別添写しのとおり、旅行サービス手配業務取扱管理者研修登録研修機関代表者、（一社）日本旅行業協会会長、（一社）全国旅行業協会会長に対して通知したので、申し添えます。

記

1. 旅行サービス手配業務取扱管理者研修の登録研修機関が交付する旅行業法第28条第5項の研修についての修了証明書は別添1のとおりとする。

なお、修了証明書に記載する修了番号は、登録研修機関の登録番号、受講年及び研修修了の管理番号を記載するものとする。

また、旅行業法第28条第6項の研修についての修了証明書は、最初の修了番号とはせず、新たな修了番号を記載するものとする。その場合の修了証明書は別添2のとおりとする。

2. 旅行サービス手配業務取扱管理者証の発行要領

（1）旅行サービス手配業務取扱管理者証は、旅行業法第28条第5項に規定する資格を有する者の中で、旅行サービス手配業者において、同法第28条第1項の規定で選任

された者であることを証するものである。

選任された管理者は、本証を携帯し、請求があった場合は、契約又は契約をしようとする旅行業を営む者、運送等サービス提供機関及び運送等関連サービス提供機関等に提示するものとする。

(2) 発行

①発行者

この管理者証は、旅行サービス手配業者が資格を確認した上で発行する。

②有効期間

管理者証の有効期間は、5年以内の発行者が定める期間とする。ただし、同法第28条第6項の研修を修了した場合は、その都度、発行替えを行うこととする。

(3) 管理者証記載事項等

様式については、別添3のとおりとする。

3. 管理者証発行簿

発行者は、管理者証を発行した場合は、「旅行サービス手配業務取扱管理者証発行簿」(以下「発行簿」という。)を作成し、保管するものとする。

発行簿には、次の事項を必ず記載するものとする。

①氏名

②旅行サービス手配業務取扱管理者研修修了番号

③所属

④研修修了年月日

⑤発行年月日

⑥有効期間

旅行サービス手配業務取扱管理者研修修了証明書

修了番号 ○-○○-○○○○

修了年月日

氏 名

生年月日

旅行業法第二十八条第五項の規定による旅行サービス手配業務取扱管理者研修の課程を修了したことを証する。

平成 年 月 日

登録研修機関名

代表者名 印

印

旅行サービス手配業務取扱管理者定期研修修了証明書

修了番号 ○-○○-○○○○

修了年月日

氏 名

生年月日

旅行業法第二十八条第六項の規定による旅行サービス手配業務取扱管理者研修の課程を修了したことを証する。

平成 年 月 日

登録研修機関名

代表者名	印
------	---



旅行サービス手配業務取扱管理者証 様式
表面

旅行サービス手配業務取扱管理者証	
氏 名 _____	写真 縦 3.0cm 横 2.5cm
研修修了番号 _____	
発行年月日 _____	
有効期間 _____	
登録番号 ○○○○○○○○○○会社 印 電話番号	

裏面

(注意事項)
1 この管理者証は常に携帯し、請求があった場合は、いつでも提示する。
2 この証を貸与又は譲渡してはならない。
3 この証の記載事項に変更があった場合又は亡失棄損した場合には届け出て再交付を受ける。
4 新たに交付を受けたとき又は転退職したときは、発行者に返納する。